

柏崎民商会報

17年5月15日

〒九四五〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 二三一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

民商第45回総会は6月25日

ホテル・シーポートで開催決定

民商は、4月27日に第4回理事会を開き、第45回定期総会開催を決定しました。6月25日(日曜)に午後1時30分よりホテル・シーポートを会場に開催します。総会成功へ、支部からの代議員の選出と役員推薦が大切です。今総会の代議員と役員は、再編支部からの選出と推薦です。人数等は左記の通りです。

◆代議員数

- 中央北部西刈合同支部 8
- 東部鯖北合同支部 7
- 西部南部上条合同支部 8
- 料飲支部 4 婦人 2 青年 2

◆役員推薦

常任理事は中央北部西刈・東部鯖北・西部南部上条から2名 料飲・婦人・青年から1名
理事は中央北部西刈・東部鯖北・西部南部上条から3名 料飲・婦人・青年から2名
会計監査は東部鯖北・中央北部西刈から1名
各支部等が集まりを開き、総会成功へ準備をすすめてみましょう。商工新聞読者・会員・共済・婦人・青年を増やして総会を成功させましょう。



今年は、4月27日に3人が分納相談に。今回、初めて2人が申請型「換価の猶予」を行いました。「猶予制度」を使うと、延滞税が減額されるなど「普通の分納」と比べると大きなメリットがあります。Aさん(61歳・小売)は13万円強の消費税を5月から7回の分納。Bさん(67歳・建設)は23万円弱の消費税を5月から7回の分納。それぞれがその場で認定。Cさん(68歳・飲食)は38万円強の消費税を今まで通り4回の分納に。

「換価の猶予」申請は、納期限から6ヶ月以内の所得税と消費税が対象です。まだ間に合います。分納希望者は事務所に問い合わせを。



ひとりで悩まず相談は民商へ

なんでも無料相談会始めます

民商では今月から、会員さんも対象の「なんでも無料相談会」を開催します。ご商売のこと、お仕事のこと、お気軽にご相談下さい。また会外の友人・知人の業者、まわりの業者へお気軽にお知らせ下さい(日程など詳細は今週の折り込みチラシ)。

税務署に消費税分納集団申請行う

2人が「換価の猶予」申請認定

民商では、2014年(H26年)4月から消費税5%から8%へ大増税した年の消費税納税分から、税務署へ消費税の集団分納相談を開始しました。

今週から『ちよつといい話』連載します

ウラ面を活用した「経営のヒント」『ちよつといい話』を連載します。同タイトルの書籍より、小さな企業の方々のたくさん創意と工夫を紹介します。是非、ご利用ください(ウラ面参照)。

